

第45回厚生科学審議会 地域保健健康増進栄養部会	資料3
令和4年8月3日	

## 次期国民健康づくり運動プラン策定に向けた検討の進め方（案）

### 1. 検討の方法

- ・令和6年度から開始予定である次期国民健康づくり運動プラン（以下「次期プラン」という。）策定に向けた検討は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会（以下「部会」という。）において行うこととする。
- ・また、検討に当たっては、現在の健康日本21（第二次）において設定された各分野のほか、新たに設定すべき分野や評価手法などに係る具体的なデータ収集、評価指標や目標値等の検討などの作業が必要であることから、部会の下に、関係する分野の有識者や専門家による専門委員会を新たに設置し、部会と連携しながら検討作業を進める（別紙1）。

### 2. 検討内容

- ・健康日本21（第二次）最終評価報告書に掲げられた「次期国民健康づくり運動プランに向けての課題」を中心に検討を行い、次期プランの策定を行う。

### 3. スケジュール

- ・令和5年度中に自治体が健康増進計画策定を行うことを鑑み、別紙2のとおり進めることとする。

## 次期国民健康づくり運動プラン（令和6年度開始）策定専門委員会の 設置について（案）

### 1. 設置の趣旨

急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、これら生活習慣病に係る医療費の国民医療費に占める割合は、約3割となっている。

厚生労働省では、平成12年より生活習慣病やその原因となる生活習慣の改善等に関する課題について目標等を選定し、国民が主体的に取り組める新たな国民健康づくり対策として「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（以下「健康日本21」という。）を開始した。平成14年には健康増進法が制定され、健康日本21は同法に基づく国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）として位置付けられた。また、平成25年からは、健康日本21の最終評価において提起された課題等を踏まえ、「21世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」（以下「健康日本21（第二次）」という。）を開始し、令和5年度までを計画期間として、取組を推進してきた。

こうした健康日本21（第二次）の評価の結果や、国民の健康を取り巻く現状・課題等を踏まえ、令和6年度から開始予定の次期国民健康づくり運動プランの策定に向けて、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会に「次期国民健康づくり運動プラン（令和6年度開始）策定専門委員会」を設置する。

### 2. 検討事項

次期国民健康づくり運動プランに盛り込むべき目的や理念のほか、対象とすべき分野や評価指標、目標などの在り方、運動の推進方策などに関する検討に向けた作業を行う。

### 3. 構成

公衆衛生学、生活習慣病等に関する有識者から構成する。

委員及び委員長は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会運営細則（平成23年10月14日地域保健健康増進栄養部会長決定）第2条及び第3条に従い、地域保健健康増進栄養部会長が指名する。

### 4. その他

(1) 専門委員会の議事は公開とする。

(2) 専門委員会の庶務は、健康局健康課において総括し、及び処理する。

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会及び専門委員会の今後の日程(案)

(部会)	(専門委員会)
○第45回 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 2022年8月3日(水)  〔 ・次期国民健康づくり運動プラン策定 に向けた検討の進め方 〕	
	★専門委員会① 2022年9月 ・全体の方向性の検討等
	★専門委員会② 2022年10月 ・指標の検討等
	★専門委員会③ 2022年11月 ・指標の検討、プラン骨子案等
○第46回 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 2022年11月  〔 ・専門委員会①～③の報告 ・プラン骨子案 等 〕	
	★専門委員会④ 2022年12月 ・プラン素案
	★専門委員会⑤ 2023年1月 ・プラン最終案
○第47回 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 2023年2月～3月  〔 ・プラン案の最終審議 〕	

○2022年夏頃より次期プランについて議論を開始し、2023年春を目途に次期プランを公表

○2023年度に都道府県等が健康増進計画を策定

○2024年度から次期プランを開始